

# 「気候変動問題に関する今後の国際的な対応の基本的な考え方について」

## 中間とりまとめの概要

### 1. 次期枠組みに関する検討の趣旨

京都議定書では具体的に規定していない次期約束期間（2013年以降）の枠組み（以下「次期枠組み」とする）について、検討を開始すべきという気運が国内外において高まりつつあり、現に国際交渉の場で次期枠組みを念頭に置いた議論が起こりつつある。

このような状況を踏まえ、中央環境審議会地球環境部会においても次期枠組みの議論を昨年9月より行い、本年1月末に今後我が国が国際交渉に臨む上で基本的な考え方をとりまとめた。なお、次期枠組みに関する具体的な内容については、今後数年間に及ぶと予想される国際交渉の進展に応じて審議を行うこととした。

### 2. 次期枠組みを検討する上で基本的な考え方

日本が次期枠組みに関する今後の国際交渉において、国際社会の全体的な合意形成に積極的に貢献するためには、次に挙げる基本的な考え方を踏まえる必要がある。

#### （1）気候変動枠組条約の究極目的の達成に向けた絶え間ない前進

次期枠組みにおいては、この究極目的の達成に向けて絶え間なく前進すること、すなわち環境保全上の実効性を確保することが重要である。

#### （2）京都議定書の発効及び約束達成に向けた取組

次期枠組みの検討に当たり、我が国が第一になすべきことは、温室効果ガスの具体的な削減の第一歩である京都議定書を発効させ、その約束の達成に向けて努力していくことである。

### **(3) 地球規模の参加**

環境保全上の実効性を確保するためには、地球規模での参加が必要であり、米国等や途上国も参加する枠組みを構築することが必要である。

### **(4) 共通だが差異のある責任の原則のもとでの衡平性の確保**

条約第3条1における「共通だが差異のある責任の原則」のもとで、先進国と途上国との間の衡平性、先進国間の衡平性、途上国間の衡平性を確保し、各国間の様々な多様性に応じて差異化された枠組みを構築することが必要である。

### **(5) これまでの国際合意の上に立脚した交渉**

気候変動に関する国際交渉は、気候変動枠組条約の採択・発効、京都議定書の採択という到達点を経て議定書の採択以降も絶え間なく続けられてきた。これまでの取組の積み重ねやそれに基づく合意を経て、各国が気候変動対策を進めるまでの共通基盤が築かれつつある。こうした国際合意の上に立脚して、次期枠組みの交渉においては、究極目的の達成に向けた絶え間ない前進や地球規模の参加等の観点から、条約や議定書の仕組をどのように発展・改善していくか、という視点からの議論が必要である。

### **(6) 多様な主体が参加しつつ国家を中心とした国際合意プロセス**

国際交渉の過程においては、情報を公開しつつ、企業やN G Oなどの多様な主体の参加を保障しながら、国際枠組みに関する責任を有する国家が合意をすることが重要である。

### **(7) 環境と経済の好循環を目指した変革**

長期的な取組を可能にするためには、気候変動に対処することが経済を発展させ、経済が活性化することによって温暖化防止にもつながるよう、環境と経済がそれぞれ質の向上につながっていくという意味での好循環を目指した、社会の構造改革が必要である。こうした改革において重要な役割の一つを果たすのが技術である。